

公益社団法人日本滑空協会
日本滑空記章規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本における滑空機の操縦ならびに飛行についての技量の評価基準を定め、これに対する記章を制定することで滑空機を操縦する者の達成成果を証明し、競技会等への参加資格の指標にするなどの用に供することにより、滑空スポーツの安全性の向上と振興を図り、以って公益の増進に資することを目的とする。

(日本滑空記章証明)

第 2 条 公益社団法人日本滑空協会会長（以下、「本協会会長」という）は、技量評価を希望する者に試験を実施し、その合格者に対し日本滑空記章有資格者としての証明を与える。

2 前項の試験は、別に定める日本滑空記章試験員規程に基づき、本協会会長によって認定された日本滑空記章試験員（以下、「試験員」という）または、滑空機公式立会人規定に基づき、（一財）日本航空協会会長によって認定された滑空機公式立会人（以下、「公式立会人」という）が実施し、その結果を本協会会長に報告する。本協会会長はこれを登録し、日本滑空記章証明書を合格者に交付する。

(日本滑空記章試験の種類および内容)

第 3 条 日本滑空記章試験は、次に掲げる 4 種類の実技試験とする。ただし、審査の必要に応じ、各記章有資格者に必要な飛行試験ならびに学科試験（筆記試験および口頭試験）を実施すものとする。

- (1) A 章
- (2) B 章
- (3) C 章
- (4) 銅章

2 試験の内容については、本協会会長が別に定める細則による。

(日本滑空記章試験の受験)

第 4 条 日本滑空記章の証明を受けようとする者は、本協会会長が別に定める受験資格を得た後、試験員または公式立会人に申し出て、その指示に従って試験を受け、合格しなければならない。

(日本滑空記章試験の実施)

第 5 条 各章の試験を実施した試験員および公式立会人は、日本滑空記章試験報告書（様式は細則に定め、以下、「試験報告書」という）に合格と判定した試験の内容を記載し、その判定結果に全責任を持つ。

2 試験員および公式立会人は、試験報告書を試験終了後 6 ヶ月以内に本協会会長に提出し、本協会会長はこの試験報告書を基に合格者について該当する滑空記章資格を登録するものとする。試験合格日から 6 ヶ月の期限を過ぎて申請された当該試験報告は無効とし、これにかかる滑空記章資格を登録することはできない。

- 3 日本滑空記章の交付を受ける場合、ならびに紛失等により日本滑空記章証明書または日本滑空記章の再交付を受ける場合には、日本滑空記章証明書/日本滑空記章 再交付申請書（様式は細則に定める）を本協会会長に提出するとともに、細則に定める申請料を納めなければならない。

（罰 則）

- 第 6 条 この規程に違反し、または、不正の行為もしくは不正の手段により、日本滑空記章試験を受け、滑空記章資格証明を取得しようとした者ならびにこれを取得した者は、その成績または滑空記章資格証明を無効として取り消され、付与された管理番号は欠番とする。
- 2 前項に該当した者は、直ちに日本滑空記章証明書ならびに日本滑空記章を本協会会長に返納しなければならない。また、返納した日より 1 年間は日本滑空記章試験を受験することができない。

（雑 則）

- 第 7 条 これまでに日本滑空記章の証明を受けておらず（現有滑空記章がなく）、初めてその証明を受けようと申請する場合は、細則に定める登録料を本協会に納めるものとする。

（改廃）

- 第 8 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 本規程は、平成 17 年 4 月 1 日に日本国内滑空記章制度を財団法人日本航空協会より移管されたことを受けて、社団法人日本滑空協会において社団法人日本滑空協会規則 滑協規第 005 号として、同日付で改定施行する。

附 則 本規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 本規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 本規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 本規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 本規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

改定履歴

財団法人 日本航空協会

昭和 42 年 3 月 13 日 制定

昭和 51 年 12 月 10 日 改定

昭和 61 年 4 月 1 日 改定

平成 16 年 4 月 1 日 改定

社団法人 日本滑空協会

平成 17 年 4 月 1 日 改定施行

平成 19 年 9 月 1 日 改定施行 認定申請、報告手続きの変更

平成 22 年 9 月 1 日 改定 報告手続き、様式等の変更、名称を規定から規程に変更

平成 23 年 9 月 17 日 改定 認定申請、報告手続きの変更（6.1.1 申請期限の追加）

公益社団法人 日本滑空協会

平成 28 年 8 月 1 日 改定

令和元年 10 月 1 日 改定

一部字句修正

試験内容等の細部を日本滑空記章細則に移行